別 添

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人における役員報酬は、給与法に準拠した水準としており、前年度の組織の評価結果について個別に業績を勘案し、役員の報酬を増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 平成19年度中の改定はない。

理事(非常勤) 平成19年度中の改定はない。

監事 平成19年度中の改定はない。

監事(非常勤) ア成19年度中の改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

ሪቤ ል	平成19年度年間	報酬等の総額	預			就任•退(任の状況	北 啦
役名		報酬(給与)	賞与	その他	(内容)	就任	退任	前職
法人の長	千円 19,016	千円 11,784	千円 5,315	千円 1,650 267	(地域手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円	(地数1日)			
A理事	4,651	3,552	503	493 103	(地域手当) (通勤手当)	10月1日		
B理事	千円		千円	千円 114	(10.14 - 10.)			
D垤爭	5,503	3,804	1,507	114 78	(地域手当) (通勤手当)		9月30日	
C理事 (非常勤)	手円 80	千円 80	千円	千円				
p ====================================	千円	千円	千円	千円	()			
D理事 (非常勤)	60	60			()			
E理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	0	0						
F理事 (非常勤)	千円 20	千円 20	千円	千円		10月1日		
(非吊勁)	千円	千円	千円	千円				
G理事 (非常勤)	0	0				10月1日		
	千円	千円	千円	千円				
H理事 (非常勤)	0	0				10月1日		
T TI =	千円	千円	千円	千円				
I理事 (非常勤)	0	0						
	千円	千円	千円	千円				
J理事 (非常勤)	0	0					9月30日	
K理事 (非常勤)	千円 20	千円 20	千円	千円			9月30日	
(乔 吊 剿)	千円	千円	千円	千円				
L理事 (非常勤)	20						9月30日	
A E'	千円	千円	千円	千円				
A監事 (非常勤)	1,110 千円	1,110	千円	千円		10月1日		
B監事	1,674	1,674	干鬥	TH				
(非常勤)	千円	1,074 千円	千円	千円		10月1日		
C監事 (非常勤)	1,794	1,794	1 17	117			9月30日	
(7) (1) 29/17	千円	千円	千円	千円			3万 30 日	
D監事 (非常勤)	1,194	1,194					9月30日	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

-	747 \ \ \ \ \							
	区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	法人の長	千円	年	月			該当者なし	
	理事	千円	年	月			該当者なし	
	理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
	監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえて、18年度以降5年間で5%以上の人員削減という方針により、第1期中期計画期間の最終年である19年度末に常勤職員1名の削減を行った。なお、次期中期期間中にも更に1名の削減を予定。また、職員の少ない中それぞれの適性を掌握し、事業毎のスタッフ制を推進するための人員配置等を行ってきたところである。これらの経緯を踏まえ、組織の業務遂行能力の充実を図

② 職員給与決定の基本方針 ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を最大限反映させるほか、今後も国家公務員の給与構造改革に準じ

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 人事の公正な基礎として、職員の勤務評定を実施し、1年間良好な成績で勤務した者を昇

「能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年度の人事院勧告の趣旨に基づき、平成19年4月1日から、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を1級1.1%、2級0.6%(3級以上は改定なし。)引上げ、平均1,580円昇給させ(中高齢層は据置き)、扶養親族たる子父母等に係る扶養手当を一人につき6,000円を6,500円に引上げた。また、19年度における職員の地域手当支給割合を12%から14.5%に改正するとともに、12月期の勤勉手当の引上げ(0.05月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

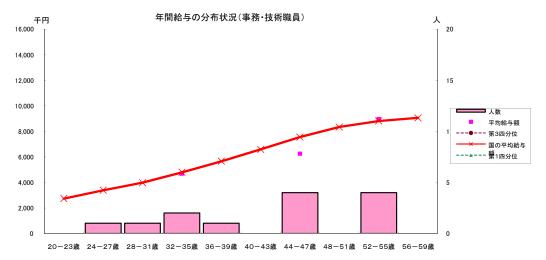
① 職種別支給状況

Г				平成	19年度の年	間給与額(平均)
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
						うち通勤手当	
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	币動嘅貝	14	44.9	6,798	4,940	183	1,858
	*** +**	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	14	44.9	6,798	4,940	183	1,858
	TT 45×1150 125	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	該当者なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当者なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当者なし					
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(高等専門学校教員)	該当者なし					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
○○職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
○○職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
		-t-i	4 III		7 III	₹ ⊞
再任用職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
○○職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
○○職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	6	52.3	2,867	2,867	133	0
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
注:常勤職員について	サ 左从職員 仏期	付職員及び	再仏田職員な	パ仝ノ		

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤ まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤と同じ。

注2:グラフのうち、全ての年齢階層について該当者が4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

示していない。 注3:グラフのうち、年齢24-27歳、28-31歳、35-39歳の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、平均額を示す点を表示していない。

(事務•技術職員)

(事份 汉州城县)					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和れ他をかりクループ	八貝	十均中國	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
•部長	1	62.5			
・課長	1	52.5			
·課長補佐	5	50.9	7,429	7,979	8,746
•係長	4	41.5		5,071	
•係員	3	30.8		3,800	

注1:「本部課長」「本部係員」が相当数置かれていないため、原則として「本部課長」「本部係員」を掲げているところ、代わりに本部以外の事務所を含めた「部長」、「課長」、「課長補佐」、「係長」、「係員」について記載する。注2:「部長」及び「課長については該当者数が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注3:「係長」及び「係員」については、該当者数が4名以下であることから「第1・第3分位」の事項について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的 な職位		局長	局長	課長	課長	専門官
人員	14	Α	\(\)	,	2人	1人
(割合)		(%)	(%)	(%)	(14.3%)	(7.1%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高~ 最低)		千円	千円	千円	千円	千円
区分	計	5級	4級	ΩÝZ	O/III	
		<i>€</i>	4 17/2	3が2	2歳々	1級
標準的	FI	専門官	専門官	事門職	2級 専門職	1級 主事
標準的な職位	A 14	専門官 ^{2人} (14.3%)	専門官 ^{2人} (14.3%)	専門職 3人 (21.4%)	専門職 ^{2人} (14.3%)	主事
標準的 な職位 人員		専門官	専門官	専門職	専門職	主事
標準的 な職位 人員 (割合) 年齢(最高		専門官 ^{2人} (14.3%)	専門官 ^{2人} (14.3%)	専門職 3人 (21.4%) 歳	専門職 ^{2人} (14.3%)	主事 ^{2人} (14.3%)

注1:該当者数が2名以下であるところは、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「年齢」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	. ⁄a-:	支給分(期末相当)	%	%	%
	一1年。	义和万(朔木阳ヨ)	58.0	60.8	59.5
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		42.0	39.2	40.5
			%	%	%
		最高~最低	42.2~41.8	39.4~39.0	40.7~40.3
	. ⁄抽·	支給分(期末相当)	%	%	%
	一1年。	义和万(朔木阳ヨ)	62.4	66.5	64.5
一般			%	%	%
職員	査定支 (平均	反給分(勤勉相当))	37.6	33.5	35.5
			%	%	%
		最高~最低	40.4~33.6	37.5~29.9	37.9~32.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.5

対他法人(事務・技術職員)

87.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

項目	内容
	対国家公務員 93.5
指数の状況	地域勘案 88.5 参考 学歴勘案 90.3 地域・学歴勘案 84.5
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	該当なし。
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 84.8% (国からの財政支出額 861,249千円、支出予算の総額 1,015,405千円: 平成19年度予算) 【検証結果】 【累積欠損額について】 該当なし。 【検証結果】
講ずる措置	該当なし。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較增	∮△減	中期目標期間 成15年度)から	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A	168,521	166,605	1,916	1.15	9,215	5.78
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B	157	6,028	-5,871	-97.40	157	0
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C	43,803	47,747	-3,944	-8.26	,	-10.98
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D.	24,215	26,416	-2,201	-8.33	-1,793	-6.89
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D	236,696	247,796	-11,100	-4.48	2,176	0.93

平成19年度の給与、報酬等支給総額において、平成17年度及び平成18年度の期中において欠員が生じ、平成19年度に欠員を補充したための増加と、平成19年度期中において役員の改任に伴う、いわゆる減給補償分の給与の減額である。これらの要件で給与、報酬等支給総額は増加したが、最広義人件費は対前年度比約4.5%減額となった。

総人件費について参考となる事項

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度までの5年間において5%以上の人員削減を行うこととなっている。 平成19年度末において常勤職員を1名削減し、22年度末にさらに1名を削減することとしている。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)						
人件費削減率 (%)						
人件費削減率(補正値) (%)						

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
人員数 (人)	21	21	20	20	20	19
人員純減率 (%)		0	4.76	4.76	4.76	9.52

IV 法人が必要と認める事項

特になし。